

卸売市場法施行要領

(目的)

第1条 県は、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）及び卸売市場法施行細則（令和元年愛媛県規則第27号）に定めるもののほか、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	省令第17条第1項の申請書	認定申請書（様式第1号）
2	省令第17条第3項第1号ホの誓約書	誓約書（様式第2号）
3	省令第21条第1項の事業報告書	事業報告書（様式第3号）
4	省令第25条の申請書	認定事項の変更に係る認定申請書（様式第4号）
5	省令第27条第1項の届出書	認定事項の軽微な変更に係る届出書（様式第5号）
6	省令第28条第2項の届出書	業務の休止又は廃止に係る届出書（様式第6号）
7	省令第29条の届出書	中央卸売市場の認定申請に係る届出書（様式第7号）
8	省令第30条第1項の報告書	運営状況報告書（様式第8号）

(身分証明書)

第3条 法第14条において準用する法第12条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）とする。

2 法第17条及び政令第2条で規定する中央卸売市場に係る法第12条第2項の規定による立入検査に必要な同条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第10号）とする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。ただし、施行前においても、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第3項に基づく申請は、第2条第1項の申請書による。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

認定申請書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法（以下「法」という。）第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

- ア 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの地方卸売市場として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
- イ 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面（議事録・決裁等の写し）を添付すること。
- ウ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- エ 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表4の表4-7に掲げる、地方卸売市場認定申請手数料として、愛媛県証紙（6,100円）を貼付すること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

（1）位置

（2）施設

種類	区分	面積（容積）	構造	取得年月	補助事業・制度融資事業の名称
用地		m ²			
卸売場		m ²		年 月 ・ ・	
仲卸売場		m ²		・ ・	
冷蔵庫		(トン) m ²	級	・ ・	
倉庫		(トン) m ²		・ ・	
汚水処理施設		(トン)		・ ・	
管理事務所		m ²		・ ・	

業者事務所			m ²			
駐車場			m ²			
関連商品売場	面積		m ²			
	業者数		者			

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績（年度）		見込み（年度）	
		トン		トン
		千円		千円
		トン		トン
		千円		千円
		トン		トン
		千円		千円

(記載上の注意)

ア 取扱品目は、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、水産加工物、肉類、花き、生鮮食料品等とすること。

イ 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。

ウ 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

ア 直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。

イ 地方公共団体が申請する場合には、アにかかわらず、下記の表に記載すること。

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用排計			人件費(注エ)		

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目

(記載上の注意)

- ア 卸売業者の直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
- イ 直近年度に経常損失を生じている場合、卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができることを証する資料を添付すること。
- ウ 卸売業者が仲卸業を兼ねている場合、公正な価格形成を毀損しないことを証する資料を添付すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業種	業者数

8 添付資料（地方卸売市場（改正前における卸売市場法に基づいて許可を受けた地方卸売市場）が、令和2年6月20日までに申請する場合、イ（⑤を除く）及びエ（④のみ）を省略することができる。）

ア 業務規程

イ 開設者に関する書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、④のみ）

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員名簿及び役員の履歴書
- ④ 運営状況報告書（様式第8号）（認定申請書と重複する箇所を除く）又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む年度の事業計画書）
- ⑤ 誓約書（様式第2号）

ウ 卸売市場の施設の配置図

エ 卸売業者に関する書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び④のみ）

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員名簿
- ④ 事業報告書（様式第3号）又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあつては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）

オ 業務規程上公表することとされている次の事項について、公表されていることを証する資料

- ① 法第13条第5項第3号ロ
- ② 法第13条第5項第4号イ及びロ
- ③ 法第13条第5項第5号の表の6の項

（記載上の注意）インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。
掲示板等で公表している場合には、写真を添付すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料を添付すること。

カ 業務規程に、法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項（市場独自の取引ルール等）が定められている場合

- ① 当該遵守事項を定めるに当たって法第13条第5項第6号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類（議事録等の写し）
- ② 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第13条第5項第6号ハの規定により公表されていることを証する書類

（記載上の注意）インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。
掲示板等で公表している場合には、写真を添付すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料を添付すること。

（開設者の連絡先）

部署名：
TEL：
FAX：
メールアドレス：

（代表者用）

誓 約 書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

私は、地方卸売市場の認定申請にあたり、当法人が下記に該当しないことを誓約します。

記

- 1 卸売市場法（以下「法」という。）及び卸売市場法施行令第1条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しない法人
- 2 法第11条の規定により、中央卸売市場の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人
- 3 法第14条において読み替えて準用する法第11条の規定により、地方卸売市場の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人
- 4 法第11条の規定による中央卸売市場の認定の取消しの前30日以内に、その取消しに係る法人の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から2年を経過しない者がその業務を行う役員となっている法人
- 5 法第14条において読み替えて準用する法第11条の規定による地方卸売市場の認定の取消しの前30日以内に、その取消しに係る法人の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

（記載上の注意）

- ア 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- イ 自署すること。

（業務執行役員用）

誓約書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
役 職 及 び 氏 名

私は、地方卸売市場の認定申請にあたり、下記に該当しないことを誓約します。

記

卸売市場法及び卸売市場法施行令第1条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から2年を経過しない者

（記載上の注意）

ア 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

イ 自署すること。

事業報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

開設者 様

年 月 日

卸売市場の名称
名 称
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

- ア 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- イ 個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。
- ウ 本様式に記載の事項のほか、報告が必要と考えられる事項があれば新たに欄を設けて記載すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数	平均年齢	平均勤続年数
役 員	常 勤	人	歳	年
	非常勤			
	小 計			
従 業 員	営業関係			
	事務関係			
	小 計			
合 計				

（記載上の注意）従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。

(2) 販売開始時間

取扱品目	セリ・入札	相対

(3) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	合計
株主数								
所有株数								
所有株数の割合	%	%	%	%	%	%	%	100.00

(記載上の注意) 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。

大口株主の名簿 (上位3位まで)

氏名又は名称	住所	所有株数	所有株数の割合
			%
合計			

2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

取扱品目	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売利益(損失)金額	数量	金額	販売利益(損失)金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
合計									

(記載上の注意)

ア 取扱品目は、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、水産加工物、肉類、花き、生鮮食料品等とすること。

イ 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース (100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢 (1個1鉢とする。)、枝物にあつては束 (100本を1束に換算する。)、植木にあつては本 (1個1本とする。) とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況（入荷の形態）

①青果

(単位：千円)

入荷先	品目	委託販売	買付販売	計
個人生産者	野菜			
	果実			
商人又は商社	野菜			
	果実			
任意組合	野菜			
	果実			
協同組合 及び同連合会	野菜			
	果実			
中央卸売市場 からの転送	野菜			
	果実			
中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	野菜			
	果実			
その他	野菜			
	果実			
計	野菜			
	果実			

②水産物

※水産物産地市場（漁船による水産物の直接水揚げ又は陸送による生産地からの水産物の搬入を受けて、第一段階の取引を行う卸売市場。以下同じ。）以外の地方卸売市場の卸売業者が作成

(単位：千円)

入荷先	品目	委託販売	買付販売	計
個人生産者	生鮮			
	冷凍			
	加工			
商人又は商社	生鮮			
	冷凍			
	加工			
任意組合	生鮮			
	冷凍			
	加工			
協同組合 及び同連合会	生鮮			
	冷凍			
	加工			
中央卸売市場 からの転送	生鮮			
	冷凍			
	加工			

中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	生鮮			
	冷凍			
	加工			
その他	生鮮			
	冷凍			
	加工			
計	生鮮			
	冷凍			
	加工			

③食肉

(単位：千円)

入荷先	品目	委託販売	買付販売	計
個人生産者	牛			
	豚			
商人又は商社	牛			
	豚			
任意組合	牛			
	豚			
協同組合 及び同連合会	牛			
	豚			
中央卸売市場 からの転送	牛			
	豚			
中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	牛			
	豚			
その他	牛			
	豚			
計	牛			
	豚			

④花き

(単位：千円)

入荷先	品目	委託販売	買付販売	計
個人生産者	切花			
	鉢物			
	花木			
商人又は商社	切花			
	鉢物			
	花木			
任意組合	切花			
	鉢物			

	花木			
協同組合 及び同連合会	切花			
	鉢物			
	花木			
中央卸売市場 からの転送	切花			
	鉢物			
	花木			
中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	切花			
	鉢物			
	花木			
その他	切花			
	鉢物			
	花木			
計	切花			
	鉢物			
	花木			

(3) 販売方法別取引の状況（販売の形態）

※水産物産地市場以外の地方卸売市場の卸売業者が作成

区分 取扱 品目	せり・入札		相対取引		その他		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計								

(記載上の注意)

ア 取扱品目の欄には、2の(1)の記載上の注意のアの区分に準じて記載すること。

イ 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意のイに準じて記載すること。

(4) 水産物産地市場の取扱高

※水産物産地市場の卸売業者が作成

(単位：千円)

区分	計
生 鮮	
冷 凍	
塩 干	
ね り	
そ の 他	
計	

第2 経理の状況

次に準じて貸借対照表及び損益計算書を添付すること。ただし、損益計算書の作成にあたっては、「受託手数料」、「受託品取扱額」及び「買付販売損益」の記載は必須とする。

1 貸借対照表

年 月 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小 計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小 計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
()		(16) 前受収益	
() 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		()	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他の陸上 運搬具		(2) 預り保証金	
(5) 工具、器具及び備品		(3) 繰延税金負債	
(6) 土地		(4) 退職給与引当金	
(7) 建設仮勘定		()	
()		負 債 合 計	

<p>2 無形固定資産 (1) のれん (2) 借地権 (3) 電話加入権 (4) 施設負担金 ()</p> <p>3 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 子会社株式 (3) 出資金 (4) 子会社出資金 (5) 長期貸付金 (6) 開設者預託保証金 (7) 定期預金 (8) 長期前払費用 (9) 事業者保険料 (10) 繰延税金資産 () () 貸倒引当金</p> <p>III 繰延資産 (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 試験研究費 (4) 開発費 (5) 新株発行費 ()</p>		<p>(純 資 産 の 部)</p> <p>VI 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) その他利益剰余金 ① ○○積立金 ② ③ 繰越利益剰余金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証拠金</p> <p>VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4</p> <p>VIII 新株予約権</p> <p>純 資 産 合 計</p>	
<p>資 産 合 計</p>	<p>×××</p>	<p>負 債 及 び 純 資 産 合 計</p>	<p>×××</p>

注 記

<p>1 採用する企業会計慣行</p> <p>2 親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務 (科 目) (金 額) 千円</p> <p>3 重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨</p>

4	取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務	
	役員に対する債権額	千円
	役員に対する債務額	千円
5	保証債務額	
	総 額	千円
6	受取手形割引高	
	受取手形譲渡高	千円
7	担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額	
	(資産の種類) (金 額)	千円
8	会計方法を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額	千円
9	財務状況に関する事項	
(1)	純資産額 (貸借対照表の純資産合計の額)	千円 (A)
	○年度1日当たり卸売金額 (卸売業務取扱額/卸売業務営業日数)	千円 (B)
	(A) / (B)	○日相当分
(2)	流動比率 (流動資産/流動負債)	○.○
(3)	自己資本比率 (純資産合計/負債及び純資産合計)	○.○

(記載上の注意)

- ア 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
- イ 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
- ウ 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方 (資産の部) の末尾に、債務的關係にある場合には貸方 (負債の部) の末尾に記載すること。
- エ 貸借対照表の注記5の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
- オ 貸借対照表の注記6の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者 (振出人又は引受人) が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
- カ 貸借対照表の注記9の純資産額を1日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の桁まで記載すること。
- キ 消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式 (税抜方式) と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式 (税込方式) のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

2 損 益 計 算 書

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 営 業 損 益			
1 卸 売 業 務			
(1) 受 託 手 数 料 (受 託 品 取 扱 額)		(× × ×)	× × ×
(2) 買 付 販 売 損 益			
1) 純 売 上 高			
商 品 総 売 上 高		× × ×	
売 上 値 引 及 び 戻 り 高		<u>× × ×</u>	× × ×
2) 売 上 原 価			
期 首 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	
商 品 純 仕 入 高			
総 仕 入 高	× × ×		
仕 入 値 引 及 び 戻 し 高	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	
合 計		× × ×	
期 末 商 品 た な 卸 高		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
買 付 販 売 利 益 (損 失) 金 額			<u>× × ×</u>
販 売 利 益 (損 失) 金 額			× × ×
2 兼 業 業 務			
(1) 売 上 高			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	× × ×
(2) 売 上 原 価			
.....		× × ×	
.....		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
兼 業 業 務 利 益 (損 失) 金 額			<u>× × ×</u>
売 上 総 利 益 (損 失) 金 額			× × ×
3 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			
(1) ○ ○ 使 用 料		× × ×	
(2) ○ ○ 奨 励 金		× × ×	
(3) 役 員 報 酬		× × ×	
(4) 従 業 員 給 料 手 当		× × ×	
(5) 福 利 厚 生 費		× × ×	
(6) 退 職 給 与 金		× × ×	
(7) 退 職 給 付 引 当 金 繰 入		× × ×	
(8) 旅 費 交 通 費		× × ×	
(9) 通 信 費		× × ×	
(10) 運 搬 費		× × ×	
(11) 受 託 品 事 故 損		× × ×	

(12) 会議費			×	×	×	
(13) 交際費			×	×	×	
(14) 寄付金			×	×	×	
(15) 宣伝広告費			×	×	×	
(16) 貸倒損失			×	×	×	
(17) 貸倒引当金繰入			×	×	×	
(18) 消耗品費			×	×	×	
(19) 図書費			×	×	×	
(20) 減価償却費			×	×	×	
(21) 修繕費			×	×	×	
(22) 保険料			×	×	×	
(23) 水道光熱費			×	×	×	
(24) 賃借料			×	×	×	
(25) 公共負担金			×	×	×	
(26) 公租公課			×	×	×	
(27) 支払賦課金			×	×	×	
(28) 雑費			×	×	×	
()			×	×	×	
()			×	×	×	
営業利益（損失）金額						<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u> ×
II 営業外損益						
1 営業外収益						
(1) 受取利息及び配当金			×	×	×	
(2) 仕入割引			×	×	×	
(3) 有価証券売却益			×	×	×	
(4) 雑収入			×	×	×	
()			×	×	×	
2 営業外費用						
(1) 支払利息			×	×	×	
(2) 有価証券売却損			×	×	×	
(3) 繰延資産償却			×	×	×	
(4) 雑損失			×	×	×	
()			×	×	×	
経常利益（損失）金額						<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u> ×
III 特別利益						
1 固定資産売却益						
()		×	×	×		
()		×	×	×	×	×
2 前期損益修正益		×	×	×	×	×
3 その他の特別利益						
()		×	×	×		
()		×	×	×	×	×
IV 特別損失						

1 固定資産売却損				
()	×	×	×	
()	×	×	×	
2 減損損失				
()	×	×	×	
()	×	×	×	
3 災害による損失				
()	×	×	×	
()	×	×	×	
4 前期損益修正損	×	×	×	
5 その他の特別損失				
()	×	×	×	
()	×	×	×	
税引前当期純利益（損失）金額				×
法人税等				×
法人税等調整額				×
当期純利益（損失）金額				×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高
千円

(記載上の注意)

- ア 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
- イ 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
- ウ 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品総売上高から控除する形式で処理すること。
- オ 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。
- カ 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。
- キ 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

認定事項の変更に係る認定申請書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

- ア 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、認定申請書（様式第1号）を該当する変更箇所等を記載して提出すること。（認定申請手数料は不要）
- イ 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- ウ 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に係る意思の決定を証する書面（議事録・決裁等の写し）を添付すること。
- エ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定事項の軽微な変更に係る届出書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

- ア 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- イ 認定申請書〔様式第1号〕の2の（2）、3の（2）及び4から7までの事項の変更のうち、卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）第26条に定める軽微な変更に該当するものについては、省令第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
- ウ 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- エ 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面（議事録・決裁等の写し）を添付すること。
- オ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

業務の休止又は廃止に係る届出書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、地方卸売市場の業務の休止（廃止）について、次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）の内容
- 2 休止（廃止）の理由
- 3 休止する期間及び再開予定年月日（廃止する年月日）
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

ア 廃止の届出にあつては、（ ）の文言とすること。

イ 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号（第2条第7項関係）

中央卸売市場の認定申請に係る届出書

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで農林水産大臣に対して中央卸売市場の認定申請を行いましたので、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項の規定により届け出ます。

（記載上の注意）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号（第2条第8項関係）

運 営 状 況 報 告 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

愛媛県知事 様

年 月 日

法 人 名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条（以下「法」という。）において読み替えて準用する法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 施設の概要

種類	区分		面積（容積）	構造	取得年月	補助事業・制度融資事業の名称
用地		m ²				
卸売場		m ²			年 月 ・ ・	
仲卸売場		m ²			・ ・	
冷蔵庫	(トン)	m ²	級		・ ・	
倉庫	(トン)	m ²			・ ・	
汚水処理施設	(トン)				・ ・	
管理事務所		m ²			・ ・	
業者事務所		m ²				
駐車場		m ²				
関連商品売場	面積	m ²			・ ・	
	業者数	者				

2 卸売市場の取扱品目ごとの取扱数量及び金額の実績

取扱品目	実績（年度）
	トン 千円
	トン 千円

(記載上の注意)

- ア 取扱品目は、野菜、果実、生鮮水産物、冷凍水産物、水産加工物、肉類、花き、生鮮食料品等とすること。
- イ 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
- ウ 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

3 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

4 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

- ア 当該年度の貸借対照表及び損益計算書を記載又は添付すること。ただし、損益計算書の作成にあたっては、「受託手数料」、「受託品取扱額」及び「買付販売損益」の記載は必須とする。
- イ 地方公共団体が報告する場合には、アにかかわらず、下記の表に記載すること。

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費(営業費用)		
使用料計			人件費(注イ)		
売上高使用料			事務費(注イ)		
面積使用料			建設改良費(総事業費)		
と畜場使用料			うち市庁事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち市庁事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の償分 (注カ)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取崩れ費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		

うち受益者負担金分(注イ)			うち〇〇〇〇〇(注カ)		
うち〇〇〇〇〇(注カ)			うち〇〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

- ア 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の金額を見込みで記載すること。
- イ 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
- ウ その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
- エ 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費及び厚生福利費を加算したものを記入すること。
- オ 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
- カ 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還の状況

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度	千円	千円	千円
(当該年度の実績)			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
...			
合 計			

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金及び起債の返済・償還額の見込みを記載すること。

5 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等 (法第13条第5項第3号ロ)

(2) 売買取引の状況 (法第13条第5項第4号イ)

(3) 決済の方法 (法第13条第5項第4号ロ)

(記載上の注意)

インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。掲示板等で公表している場合には、写真を添付すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料を添付すること。

6 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

ア 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。

イ 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

7 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

(記載上の注意)

ア 事業報告書(様式第3号)の写しを添付すること。

イ 卸売業者が開設者と異なる場合、卸売業者の直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

(2) 買受人の状況

業者区分	個人	法人	合計
仲卸業者	()	()	()
小売業者	()	()	()
仲買業者	()	()	()
加工業者	()	()	()

他市場の卸売業者	()	()	()
その他	()	()	()
計	()	()	()

(記載上の注意)

- ア 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
 イ () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲り受け等により参入した場合を含む。）。

(3) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意)複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

8 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

- ア 卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）第 27 条第 2 項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更に係る届出書〔様式第 5 号〕の提出に代える場合に記載すること。
 イ 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
 ウ 省令第 17 条第 3 項に掲げる添付資料のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
 エ 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面（議事録・決裁等の写し）を添付すること。

(開設者の連絡先)

- 部署名：
 TEL：
 FAX：
 メールアドレス：

表

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
愛媛県知事		印

裏

卸 売 市 場 法 抜 粹
<p>※法第14条により読み替え後</p> <p>第12条第2項 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、地方卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、地方卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第12条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

注 用紙寸法は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとすること。

表

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第17条及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条で規定する同法第12条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p>		
年 月 日	愛媛県知事	印

裏

卸 売 市 場 法 抜 粋
<p>第12条第2項 農林水産大臣*は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ※第17条により都道府県知事の事務として適用</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第12条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

注 用紙寸法は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとすること。